

平成28年度 第19回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成29年1月11日（火） 午前10時から10時30分

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第2庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|
| 1 人事委員 | 委員長 | 上田博久 | | |
| | 委員 | 中原都 | | |
| | 委員 | 曾我紀厚 | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 三王寺由道 | 次長兼任用課長 | 今岡誠一 |
| | 給与課長 | 吉野一朗 | 係長 | 富山哲明 |
| | 係長 | 湯ノ口修 | 係長 | 古川真史 |
| | 係長 | 牧田茂人 | | |
| 3 傍聴者 | | なし | | |

四 議 題

- 議案第1号 関西広域連合に係る公平委員会事務の受託について
議案第2号 平成28年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：林業・土木・獣医師））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について
議案第3号 選考により採用する職に係る承認について（警察経験者）
議案第4号 人事委員会規則の一部改正について（職の設置関係）

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号、第3号及び第4号は公開、議案第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

関西広域連合に係る公平委員会事務の受託について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

関西広域連合から、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を鳥取県に委託したい旨の協議書が提出され、鳥取県元気づくり総本部長から本委員会に対して当該事務の受託についての協議があり、異議ない旨回答しようとするもの。

1 関西広域連合の概要

(1) 設立年月日

平成22年12月1日

(2) 業務内容

構成府県の区域にまたがる広域行政事務

(3) 職員数等

- ①民間団体（関西地域振興財団）からの派遣 1名
- ②自治法派遣職員（本部勤務） 30名

③併任職員（各府県勤務） 690名 計721名
(4) 職員団体 なし

2 受託事務の内容

地方公務員法第8条第2項に規定する下記の事務

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置をとること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (3) 職員の苦情を処理すること。
- (4) その他の公平委員会の事務（職員団体の登録、管理職員の範囲の指定など）

3 本委員会の判断

地方公務員法第7条第4項の趣旨は、規模の小さい地方公共団体の行政組織の簡素化・合理化を図ろうとするものであり、人材確保等の観点からも関西広域連合に公平委員会を設置することが困難であることを鑑みるに、本委員会が受託することが妥当と考える。

4 事務委託の流れ

- (1) 人事委員会への協議・人事委員会の同意（平成29年1月上旬）
- (2) 関西広域連合の議会の議決（平成29年3月上旬予定）
- (3) 鳥取県議会の議決（2月議会：平成29年3月中旬予定）
- (4) 受託の決定、規約及び協議書の取り交わし
- (5) 規約の告示、総務大臣への届出

6 受託予定年月日

平成29年4月1日

【質 疑】

委 員

すでに当番県が持ち回りでやっているのか。

事務局

そうである。

委 員

鳥取県は受託は初めてか。

事務局

そうである。現在は和歌山県がやっている。

◇議案第2号

平成28年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：林業・土木・獣医師））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

選考により採用する職に係る承認（警察経験者）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県警察本部長か

ら以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請のあった職
警察官（経験者）

2 採用予定者数
5名程度

3 採用予定日
平成29年4月1日

4 申請理由

平成28年度警察官採用試験（警察官A1回目及びB）により、57人の合格者を決定したが、現時点で10人が採用辞退している。

現状、平成29年度当初の欠員は22人であり、かつて国又は他の公共団体において警察官として正式に採用されていた者を即戦力として経験者採用することにより警察官の不足を補完し警察業務の円滑な運営を図るため選考により採用したい。

5 選定方法

警察本部において選考試験を実施。

(1) 試験内容

- ・教養試験：警察官として必要な知識及び知能についての筆記試験
- ・適性検査：職務遂行に関する適性についての検査
- ・人物試験：個別面接による人物、専門的知識についての口述試験
- ・身体検査：職務遂行に必要な健康度等の検査

(2) 受験資格

ア 平成29年4月1日現在59歳以下の者

イ 国又は都道府県警察官として4年以上の勤務経歴を有し、巡査長、巡査部長又は警部補で勤務していた者（受験申込時に警察官として在職している者を除く。）

6 人事委員会の判断

上記の職は、「競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職である。

平成28年度警察官採用試験により新規採用しようとした57人のうち10人が辞退するなど平成29年度の警察官の欠員状況が深刻で、警察業務の円滑な運営のため別途警察官の補充が必要であることは理解でき、また、採用候補者の選定方法も適当であると判断する。

【質 疑】

委 員

やむを得ない選択だと思う。10名も辞退している。

委 員

確保できるか。

事務局

過去2回実施したが、合格者が得られていない。

委 員

大量に辞められるし他県も似たような状況なので、今後も採用は苦勞するのだろう。県警本部でも色々対策を考えられているだろうが心配だ。

委員

将来的に鳥取に帰るのは現職ではだめだと聞いたことがある。辞めてからということになるそう
だ。

事務局

そのとおりで、現職の間に試験を受けることができない。原則としては、人事交流として行っ
たら戻ってくるという形になる。

委員

できるようにしたらいいと思う。東京の警視庁で長い間やっていて実家に帰りたいという方はい
そうだ。

事務局

なかなか難しい問題がある。やはり、帰りたいという時に、誰をとった場合、恣意的な話が入
ってしまう。それから、1回辞めている方は一旦退職手当を払っているが、続けて在職となると、
今の規定では、退職手当を最後の職場ですべて払うことになっている。そうすると他県で働いた分
の退職手当も最後の県が払うことになる。最後の県に貢献していない部分を払うのかという議論が
ある。

委員

そこの部分というより、在職しながら受けさせてもらう仕組みができればよいが。

事務局

それは警察同士では難しいらしい。

委員

事務職の場合もあったようだが。他府県から鳥取県へという。

事務局

昔はあったかもしれないが、今はない。恣意的なもの外部から見られるという点がある。よほど
理由がつくものでないといけない。

警察官は退職者の数はだんだん減っていくのでは。

事務局

ピークは過ぎた。今後は同じくらいの採用で、増えるわけではない。

委員

とりあえずこれでしのいでいくということだな。

◇議案第4号

人事委員会規則の一部改正（職の設置関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり規則の一部を改正する。

1 改正する規則の名称

職員の職務の級の分類に関する規則

2 概要

知事からの改正依頼を踏まえ、別表第1行政職給料表級別職務分類表について、知事の事務部局
の本庁の本庁共通の行政職1級、2級の職に映画監督をそれぞれ追加。

3 施行日

公布日

六 次回人事委員会の開催

平成29年1月26日（木）午前10時から開催することとした。